

(案)

中津川市総合計画審議会要綱第 1 号

中津川市総合計画審議会委員の代理出席に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中津川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の代理出席に関して必要な事項を定める。

(代理の定義)

第 2 条 この要綱において代理とは、各種団体の推せんを受けて委嘱された委員が、やむを得ない事由により審議会の会議（以下「会議」という。）に出席することができないとき、当該委員の委任を受けて会議に出席し、意見を述べる者のことをいう。

(委任できる範囲及び代理の所属)

第 3 条 前条に規定する代理に委任できる権限は発言権のみとし、その他委員に属する権限を代理に委任することはできない。
2 代理は、当該委員を推せんした団体に所属していなければならない。

(定足数及び表決権)

第 4 条 代理は、中津川市附属機関の設置等に関する条例施行規則（平成 10 年中津川市規則第 19 号。以下「規則」という。）第 4 条第 2 項に規定する定足数に含まない。
3 代理は、規則第 4 条第 3 項に規定する表決権を有しない。

(委任)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、代理出席に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 7 月 12 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。